

木曾岬干拓地の暫定利用策等に関する調査・検討業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、木曾岬干拓地の有効活用を図るため、民間活力導入による農業体験広場の暫定利用策を提示するとともに、南エリア全体の将来的な都市的土地利用の参考とするため、企業立地の市場状況等を調査する業務を委託する者を選定するために実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

木曾岬干拓地の暫定利用策等に関する調査・検討業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

3 契約上限額

14,708,760円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

(1) 参加者資格

- ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ④ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ⑤ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) その他

共同事業体での参加も可能とするが、その場合は、当該共同事業体の構成員が単独で参加することはできない。なお、各構成員は上記(1)の条件をすべて満たすこと。

5 企画提案コンペへの参加申請

本企画提案コンペに参加を希望する者は、参加資格確認申請書を提出するとともに、現場見学会に参加すること。

(1) 参加資格確認申請書の提出

- ① 提出内容 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)1部
※必要な場合は、委任状(第2号様式)、共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)を提出すること。
- ② 提出期限 令和6年7月11日(木)17時まで(必着)
- ③ 提出先 三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 ※18参照
- ④ 提出方法
 - ・ 郵便、民間事業者による信書便、上記提出先への持参に限る。
 - ・ 郵便等にて提出する場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(2) 現場見学会への参加

本企画提案コンペへの参加にあたり、下記により開催する木曾岬干拓地(暫定利用検討エリア)の現場見学会に必ず参加すること。なお、現場見学会は三重県からの説明の場とし、参加者からの質問は受け付けない(下記6で質問を提出すること)。

- ① 開催日時 令和6年7月4日(木)・5日(金)・8日(月)
※各日ともに各3枠(10時00分~11時00分、13時00分~14時00分、15時00分~16時00分)とし、いずれか1回の参加とする。
- ② 申込期限 令和6年7月3日(水)15時まで ※要申込、先着順
- ③ 申込方法 下記の担当部局まで電話にて申し込むこと。
【申込先】三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課
TEL 059-224-2419 ※18参照

(3) 参加資格確認結果

令和6年7月19日(金)までに電子メールにて通知する。

6 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和6年7月9日(火)17時まで(必着)

(2) 質問の提出方法

別紙質問票にて、担当部局まで電子メールで提出のうえ、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、これまでの木曾岬干拓地の土地利用にかかる検討状況については、下記の三重県

ホームページに掲載している。

【参考】三重県ホームページ（地域プロジェクト:土地利用検討協議会）

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci600014676.htm>

（４）質問に対する回答

令和6年7月10日（水）に、三重県のホームページ（企画提案コンペのページ）に回答を掲載する。なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等の提出前には質問内容に対する回答を確認すること。

7 企画コンペの実施方法

（１）企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和6年7月23日（火）17時まで必着
- ② 提出先 三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 ※18参照
- ③ 提出方法
 - ・ 郵便又は民間事業者による信書便による送付、上記提出場所への持参に限る。
 - ・ 郵便等にて提出する場合は、必ず電話にて担当部局に受信確認を行うこと。

（２）第1次審査の実施

提案者が5者を超えた場合、企画提案書による書面審査を行う。第1次審査の結果は、すべての提案者に速やかに通知する。

第1次審査の結果並びに第2次審査の開催日時については、令和6年7月24日（水）までに電子メールにて通知する。

（３）第2次審査の実施

下記のとおり、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

- ① 開催日時 令和6年7月29日（月） ※時間は参加者へ別途連絡する。
- ② 開催場所 三重県本庁舎内会議室（予定）
- ③ 内容 プレゼンテーション10分、質疑20分（予定）
 - ※ 説明者は3名以内とすること。
 - ※ 提出済みの企画提案書に基づく説明とし、内容の差異や追加記述は認めない。

④ 審査結果の通知

審査結果は、令和6年7月30日（火）に参加者に通知するとともに、速やかに三重県のホームページにて公表する。

8 提出を求める企画提案書等の内容

（１）企画提案書（任意様式）8部（正本1部、写し7部）

- ・ 規格は日本産業規格の A4（A3による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ

12ポイント以上、20ページ以内とし、ページ下部中央にページ番号を付すこと。

- ・ 企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

① 業務の実施体制

- ・ 業務実施体制（総括責任者および実務担当者の部署名、役職、氏名、業務実績）
- ・ 業務に関連するその他の組織等との連携体制

② 企画内容

- ・ 業務仕様書「業務仕様書4(1) 農業体験広場の暫定利用策の検討」のとおり、暫定利用策を検討・提示するための具体的な進め方や視点、有効な調査手法、必要と考えられる情報や配慮すべき項目、策定方針等
- ・ 業務仕様書「4(2) 南エリア全体の都市的土地利用に向けた市場状況等調査」を実施するための方針や具体的な調査手法等

③ 業務実施スケジュール

- ・ 令和6年7月下旬の契約締結を前提に、令和6年8月から令和7年3月14日までのスケジュールを記載すること。

(2) 見積書（任意様式）8部（正本1部、写し7部）

- ・ 消費税及び地方消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
- ・ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提案事業者の概要書8部（正本1部、写し7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。既存のパンフレット等でも可とする。
なお、共同事業体による提案の場合は、各構成員の組織概要に関する資料を提出するとともに、共同事業体の組織概要及び組織内の役割分担に関する資料も提出すること。

(4) 契約実績等の参考資料8部（正本1部、写し7部）

本業務と同様の契約実績等があれば契約実績証明書（第3号様式）を提出するとともに、その他、企画提案に関する有効な資料等がある場合は、その資料を添付すること。

9 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の評価項目により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

(1) 的確性・実現性

- ・ 業務の目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。
- ・ 提案内容及び期待される成果に実現可能性があるか。

(2) 企画性・独自性（傾斜配分×2）

- ・ 業務の目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

(3) 計画性・業務遂行能力（傾斜配分×2）

- ・ 業務の実施体制、業務スケジュールおよび工程は適切に計画されているか。
- ・ 限られた期間内で、迅速で機動的な対応が可能であり、能力のある経験豊かな職員を常時確保した受託体制をとることができるか。
- ・ 県との連絡体制や、社内体制及び関係事業者との連絡体制は十分か。

(4) 専門性

- ・ 業務の実施に資する専門的知見や実績を有し、本業務に生かす工夫がされているか。
- ・ 同様の調査経験があるか、また過去の経験を生かす工夫がされているか。

(5) 経済性（傾斜配分×0.5）

- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適切か。
- ・ 提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

10 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類について提出することとし、資格確認後、最優秀提案者と随意契約を締結するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

11 契約に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくす

る契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは切り捨てる)とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課において行う。

12 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

13 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

16 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応するものとする。

17 その他

- (1) 提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返還しないこととし、「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。ただし、公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、発注者の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (4) 受注者は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとし、個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とする。
なお、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (5) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

18 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部水資源・地域プロジェクト課 小川、山本

電話:059-224-2419 Email:shigen@pref.mie.lg.jp